

大山崎町教育委員会議事録

—令和3年 教育委員会 11月定例会—

大山崎町教育委員会

令和3年 教育委員会11月定例会 議事録

1. 日 時 令和3年11月22日(月)

開会 午前10時3分 閉会 午前10時42分

2. 場 所 大山崎町役場3階 中会議室

3. 議 事

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 諸報告について

日程第3 (第38号議案) 大山崎町議会の議決を経るべき議案(押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について)について

日程第4 その他

4. 出席委員

教 育 長 馬 場 信 行

教育長職務代理者 吉 川 栄 一

委 員 南 顕 融

委 員 榎 本 和 彦

委 員 宮 本 佳 子

5. 欠席委員

なし

6. 事務局

教育次長、学校教育課長、生涯学習課長、生涯学習課参事兼中央公民館長、生涯学習課参事兼歴史資料館長、生涯学習課総括主幹兼文化芸術係リーダー、学校教育課主幹兼学校教育係リーダー、書記(学校教育課参与)

7. 傍聴者

なし

会 議 内 容

教育長

おはようございます。

委員の皆様には、教育委員会議に出席いただきありがとうございます。

また、日頃は教育行政にご協力を賜りありがとうございます。

本日は、二十四節気の「小雪」にあたり、冬本番ではありませんが山には雪が降り始める頃だそうです。

この雨があがった後は、寒くなるとのことですが、小学校の子どもたちも冬の服装に変わってきているように思います。教育委員の皆さんも健康に気を付けていただきますようお願いいたします。

それではただ今から、令和3年大山崎町教育委員会11月定例会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1、前回会議録の承認について、を議題といたします。

前回の会議録につきましては、既に各委員に署名をいただいておりますので、承認することといたします。

日程第2、諸報告を行います。

まず、私から報告させていただきます。

【教育長諸報告事項について説明（資料のとおり）】

次に、各所管課の報告をお願いいたします。

事務局

【学校教育課事業について説明（資料のとおり）】

事務局

【生涯学習課事業（生涯学習・スポーツ振興係、文化芸術係、中央公民館、歴史資料館、大山崎町体育館）について説明（資料のとおり）】

教育長

ありがとうございました。

ただいまの報告に対する質疑がありましたら、ご発言ください。

質疑もないようですので、これで諸報告を終わります。

次に、日程第3（第38号議案）大山崎町議会の議決を経るべき議案（押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）についてを議題といたします。

本案について、事務局に提案理由の説明を求めます。

事務局

【（第38号議案）大山崎町議会の議決を経るべき議案（押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）について資料に沿って説明】

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました第38号議案に対する質疑を行います。質疑がありましたら、発言を願います。

質疑がないようですので、討論を行います。

討論を終結して、採決を行います。

（第38号議案）大山崎町議会の議決を経るべき議案（押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って第38号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。それでは、本案については、来る11月25日開会予定の令和3年町議会第4回定例会に提案させていただくことといたします。

次に、日程第4 その他 を議題といたします。

まず、事務局からその他報告事項があるようですので、説明をお願いします

ます。

事務局

失礼いたします。

私からは4点ご報告させていただきます。

まず1点目、教育長あて要望書の提出がありましたので、そのご報告をさせていただきます。

要望書の写しをお手元に配付させていただいております。

発信者は「大山崎町PTA連絡協議会 会長」で、11月19日付けの発出となっており、同日付でこれを受領したものであります。

要望の内容は、第二大山崎小学校区内の町道1号線と円団大通り（薬局店舗前交差点）への信号機設置を求めるものとなっております。

信号機設置につきましては公安委員会の所管となりますが、本要望内容については窓口である向日町警察署にも既に承知いただいております、現在前向きに検討されているとお聞きしております。

ただ、仮に信号機が設置される運びとなっても、こうしたハード整備には一定時間も要することから、教育委員会事務局といたしましては速やかに行える交通安全対策が必要と判断し、下校時間帯に当該交差点へ新たに交通指導員を配置し、見守りの強化に努めているところであります。

次に2点目、令和4年度の町立小中学校の儀式的行事の日程であります。小中学校それぞれの入学式、卒業式、各学期の始業式、終業式の日程が決まりましたので、ご報告させていただきます。

ご高覧たまわりますよう、お願いいたします。

次に、3点目、第二大山崎小学校外壁等改修工事にかかる新聞報道等についてであります。

既にご承知の委員もおられるかと存じますが、11月12日付京都新聞（朝刊）ならびに、11月18日付京都新聞（朝刊）に關係の記事が掲載されましたので、その写しをお手元に両面印刷で配付しております。

12日の記事では、今回の工事に変更契約の議決前に追加工事の一部に事前着工したことの違法の可能性について、先の10月25日の臨時議会で町が認めたこと、議会全員協議会で改めてこのことの説明が行われると

ということが報じられ、また18日の記事では、議会全員協議会であらためて町が謝罪したこと、再発防止策として職員研修を行う方針を示したことなどが報じられております。

本件に関しましては、私どもの不適切な事務の執行により、このように新聞紙面で大きく報じられ、委員の皆様、また、町民の皆様にもご心配をおかけすることとなったこと、改めて深く反省をしているところでございます。

今後は、適切な事務の執行に努め、信頼の回復に努めてまいりたいと考えております。

なお、17日の議会全員協議会で、本件の経過と原因について改めて教育委員会から説明した内容は次のとおりであります。

「まず、経過についてであります。夏休み期間中に、普通教室棟の教室側（南面、東面）の外壁改修工事を完了いたしました。

その時点では、追加分は専決によることができる200万円の範囲内でありましたが、9月中旬に普通教室棟の残る西面、北面ならびに管理教室棟全体においても劣化部の数量増が見込まれることが業者から伝えられました。

この時点で、屋内運動場も含めた全体数量の増減が把握できるまでまだしばらく時間を要する見通しであったことから、これを待つて長期間にわたり工事を止めることは工程上困難と考え、普通教室棟で約200万円、管理教室棟で全体の約50%にあたる約350万円の外壁改修工事について、変更契約議決前の事前着工に至ってしまったものであります。

原因につきましては、繰り返しのなってしまうますが、工期内に工事を完了させることに留意するあまり、議会への手続きを待たず、工事を進めってしまったことが原因でありました。

改めまして、この場をお借りして深くお詫び申し上げます。」と、以上の説明をしております。

また、続けて11月16日時点の工事の進捗状況を、2枚目の資料に沿って説明いたしております。

現在のところ、順調に工程に沿って進んでおまして、今後、天候等による多少の遅れなどは生じ得るかと考えておりますが、年度内完成、引き渡しに向け、工事の進捗を図ってまいりたいと考えております。

最後に、4点目、大山崎小学校給食施設整備計画の進捗状況について、ご報告申し上げます。

町立学校給食施設整備計画につきましては、9月定例会において基本設計の概要をご説明させていただいたところではありますが、その後の進捗状況についてご報告させていただきます。

基本設計完成後も、学校栄養士等と密に意見交換しつつ大山崎小学校、第二大山崎小学校、大山崎中学校、各校の実施設計を進めているところですが、本日は、このうち、大山崎小学校の給食施設整備計画について、基本設計の内容から一部変更が生じておりますので、この内容と、京都府から開発行為に係る指摘事項があり、その対応の必要が生じてきたことについて、ご報告させていただきます。

配付資料1枚目の表紙をお願いします。

内容は、まず、「段差解消計画の一部見直し」について。

次に、「開発行為にかかる指摘事項ならびにその対応」として、1つには、運動場西側法面の一部造成について、2つには、開発区域の確定のための敷地境界確定測量等についてであります。

それでは表紙をおめくりいただき、1ページをお願いいたします。資料右肩にページ番号を振っております。

こちらは、段差解消計画の一部見直しの計画図であります。

新築する給食施設と校舎の間の高低差を解消するため、スロープとあわせて2基の段差解消機をもってこの段差を解消することとしておりましたが、議会から段差解消機を2基設置することは妥当か、故障リスクが増えるのではないか、直線のスロープで段差解消を図れないか、といったご意見を頂戴したことを踏まえ、改めて段差解消計画を再検討した結果の図面となっております。

段差解消機は、給食室から出たすぐの箇所の1基については、折り返しのスロープにより生じる運搬距離の短縮を図るというメリットも大きいことから残すこととし、一方で、現・給食室内のスロープ横に計画していたもう1基については、設置を見送ることといたしました。

あわせて、見学デッキへのアクセス用の階段についても、仮にこれがなくとも、車路スロープ横の階段・通路からのアクセスも可能であることから、費用対効果の面でコストカットを優先し、設置を見送ることといたしました。

なお、敷地西側から直線のスロープを造成することについても検討いた

しましたが、高低差解消のための十分な距離が取れず、傾斜角が府の福祉のまちづくり条例が求める傾斜角を超えてしまうこと、またなかよしクラブ北側の運動場の一部にこのスロープが食い込んでしまうといった影響が生じることから、実現困難と判断いたしております。

つぎに、資料2ページをお願いいたします。「開発行為にかかる指摘事項ならびにその対応」の1点目、運動場西側法面一部造成工事についてであります。

これは、基本設計が整ったことを受け、京都府に計画図面について協議したところ、当該計画が都市計画法上の開発行為に該当すること、またこの開発区域が学校敷地全体に及ぶと判断されたことから、運動場西側法面のうち勾配が急である南端の一部分について、崩落の懸念といった危険を解消するための安全対策として、法が求める 45° 以下の傾斜とする必要が生じたものであります。

工事エリアは敷地南西端で、図面上で左上にある「倉庫」「高鉄棒」の裏側あたりの法面となります。

工事期間は1カ月程度を見込んでおり、期間中は工事用通路となる運動場の南側一角を仮囲いするとともに、車両誘導員を配置し、安全確保に万全を期す計画であります。

資料をおめくりいただき、3ページ、4ページについては内容が関連しますので合わせてご説明させていただきます。

こちらは法面断面図となっております。

3ページの拡大平面図上にA～Eの線がありますが、このそれぞれに対応する断面図を4ページに示しております。

こちらの4ページの図にありますとおり、A断面図では、法面の傾斜角が 55.9° ～ 65.5° 、B断面とC断面ではいずれも 65.5° 、D断面では 52.2° となっており、これを 45° 以下とするため、切土により造成を行うという工事内容であります。

本工事の概算工事費の見込みは308万円、工事の実施時期は次年度当初の4～5月頃を想定しており、12月議会に、かかる予算措置として当該工事費を債務負担行為として補正提案させていただくこととしております。

次に、「開発行為にかかる指摘事項ならびにその対応」の2点目、開発

区域の確定のための敷地境界確定測量等についてであります。こちらは資料はございませんので口頭でのご報告とさせていただきます。

当該計画が都市計画法上の開発行為に該当すること、またこの開発区域が学校敷地全体に及ぶと判断されたことを受けてその必要が生じたものであります。

開発許可の申請にあたり、その開発区域を明確に示す必要があることから、敷地境界確定ならびに測量等を行うこととなります。

費用は現在精査中ではありますが、既決予算の中で、設計業務委託契約の変更により来年2月頃までの完了を目指して進めてまいりたいと考えております。

今後とも、関係機関と協議・連携しながら、お寄せいただいたご意見などに留意しながら、丁寧に実施設計を進めてまいりたいと考えております。

私からの報告は、以上4点でございます。

事務局

私からは、「大山崎町立岩崎運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」ご報告させていただきます。

本件については、10月の当定例会において、町議会の議決を経るべき議案としてご可決いただきましたが、その後の法令審査会において修正を行った箇所がありましたので、報告いたします。

第8条第2項では、減額の規程について記載していますが、第2号であげていた公的団体については、第1号の規定の中で、含むことのできるものとして第2号を削除し、第3号を繰り上げることといたしました。

次に、施行期日ではありますが、ご提案した際には施行日を公布の日からとしておりましたが、工事の進捗状況をふまえて供用開始日を確定できないことから、関連規則に委任することができるよう、「教育委員会規則で定める日から施行する」とすることといたしました。

今回の教育委員会定例会では、供用開始日を確定できると考えておりますので、議案として当定例会に提案させていただく予定としております。

以上で、報告を終わります。

委員

第二大山崎小学校の外壁等改修工事の変更契約に関する件のあと、大山崎小学校の給食施設整備計画の変更内容についても説明があったが、両方

とも同じように議会の議決が必要となるのですか。

事務局

第二大山崎小学校の改修工事は、5千万円を超える契約案件であったため、議会の議決が必要であったものです。そしてその契約の中で200万円を超える変更となったため、議会の議決が必要となったものであります。

一方、大山崎小学校の給食施設整備計画の一部内容変更については、まだ計画段階のもので、議会の議決は必要ありませんが、これまでの議会への説明内容が変更になるため、報告したものであります。

そして、同じく敷地法面の一部造成工事につきましては、概算で308万円の経費が必要となりますが、現在予算計上がない中で、新たに実施しなければならないこととなったため、本年度の補正予算として、まず債務負担行為を設定し、契約を締結、来年度早期に着工することとなりますので、議会への説明を行ったものであります。

委員

大山崎小学校の造成工事も議会の議決が必要となるのですか。

事務局

予算が必要となりますので議会の議決が求められます。

委員

大山崎小学校の給食整備計画は計画段階での変更であることに対し、第二大山崎小学校の改修工事は議会の議決が必要な変更分を先に着手していたという違いがあるわけですね。私の感覚ではありますが、実施してみても初めてわかる修繕箇所も出てくることも当然あるかもしれません。

委員

当初の計画段階の設計業務で、調査費が多少高額となるようであってもやはり、正確に数量を見込むことが大切なのかと思われまます。

そして、こうした数量の変更が見込まれることも想定して、議会への提案の段階で知らせておくべきだったのかもしれない。

ただ、今回のケースは仕方のなかったことだと思います。

事務局 議会からのご指摘として、当初の設計が甘く、実体をしっかりと把握出来ていなかったため、対象箇所の増加があったのではなかったのか、ということがあります。

今後に関しては、全庁的に施設の修繕等の改修工事に際しては、正確な対象数量の把握に努めてまいりたいと考えております。

委員 大山崎小学校の給食施設整備計画の説明の中で触れられた段差解消機とはどういったものなのでしょうか。

事務局 上下移動するエレベーター状のものですが、人は乗らずに給食ワゴンなどの運搬にだけ使用するものであります。

この機器自体が故障しやすいものというわけではなく、機器が増えることによって一般的に生じる故障リスクを減らすとともに、改めて高低差を整理し、段差解消機1機をなくすことにしたものです。

委員 こうした機器が突然故障したら、給食を運搬することはできなくなるのですか。

事務局 仮にこの機器が故障したとしても、併設するスロープによって運搬することはできますので、支障が生じることはありません。

教育長 この他に、委員からのご発言がありましたら、お願いします。

ないようですので、以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これもちまして、令和3年大山崎町教育委員会11月定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

大山崎町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年11月22日

教 育 長 _____ (署 名)

教育長職務代理者 _____ (署 名)

委 員 _____ (署 名)

委 員 _____ (署 名)

委 員 _____ (署 名)

書 記 _____ (署 名)